

第76回 青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（市町村課（住基ネット諮問分））

1 開催日時

平成28年12月22日(木)13:15～13:23

2 開催場所

県庁舎北棟2階B会議室

3 出席者

- | | | | |
|---------|-----------------------------|-------------------|-------|
| (1) 審査会 | 会長 | 石岡 隆司 | |
| | 会長職務代理者 | 竹本 真紀 | |
| | 委員 | 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄 | |
| (2) 事務局 | 総務部市町村課長 | | 安藤 毅 |
| | 同総務・行政グループマネージャー（副参事） | | 澤 純市 |
| | 同総務・行政グループサブマネージャー（総括主幹） | 角田 正人 | |
| | 同総務・行政グループ主幹 | | 飯田 哲 |
| | 同総務・行政グループ主事 | | 逢坂 正也 |
| (3) 青森県 | 企画政策部情報システム課 | | |
| | 社会保障・税番号制度推進グループマネージャー（副参事） | 賀川 弘之 | |
| | 同社会保障・税番号制度推進グループ主事 | 鈴木 雄貴 | |

4 案 件

「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について」に係る審査

5 概 要

会長 まず、住基ネットに関する案件の審議を行う。本件については、前回と同様、公開で行うものとなる。

本件については、前回、頭出しを行い、疑問点等があれば次回審議するというところで一度続行することとしたものだが、御意見はないか。

それでは、審査会としてこの諮問を了承する、良しとするということで結論を出してよいか。

委員一同 はい。

会長 それでは、答申の内容その他について事務局から説明はあるか。

事務局 答申の案をお配りする。答申案としては、今回の諮問のあったことについて別紙のとおり答申するとし、別紙で住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして追加することに異議が無いとした上で、知事が本人確認情報を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務、肝炎治療特別促進事業関係事務、心身障害者扶養共済関係の3事務。次に、知事が知事以外の執行機関(教育委員会)へ本人確認情報を提供する事務として、特別支援教育就学奨励費支給関係事務の計4事務を書き出したものとなる。

会長 答申の形式は前回の答申と同じか。

課長 はい。

会長 内容としては異議がないということであり、形式についてもこれでなければならぬということも無いようだが、これでよろしいか。

それではこれで答申することとする。以上で本件に係る審議を終了する。